

神戸市自動車燃料費助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、重度心身障害者が移動に要する自動車の運行に伴う燃料費の一部を助成することにより、重度心身障害者の経済的負担の軽減と生活の利便を図り、社会参加への促進により福祉の向上を図ることを目的とする。

2 神戸市自動車燃料費助成事業の実施については、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)、神戸市補助金等の交付に関する規則(平成 27 年3月神戸市規則第 38 号。以下「補助金規則」という)の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(対象者)

第2条 この要綱により助成を受けることのできる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 市内に住所又は居所を有する者

ただし、市内に住所がなく居所を有する者の場合は、住所を市内に異動できないやむを得ない事情がある場合のみとする。

(2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害、下肢障害、体幹障害、移動機能障害又は内部障害を有し、その障害程度が身体障害者福祉法施行規則(昭和 25 年厚生省令第 15 号)別表第5号の1級又は2級相当に該当する者、療育手帳の交付を受けた者で、その障害程度が昭和 48 年9月 27 日児発第 725 号厚生省児童家庭局長通知「療育手帳制度の実施について」の第3の1の(1)に規定する「重度」に該当する者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者で、その障害程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和 25 年政令第 155 号)第6条第3項の1級に該当する者

(3) 神戸市福祉乗車証交付要綱に基づく福祉乗車証、神戸市敬老優待乗車証交付要綱に基づく敬老優待乗車証及び神戸市重度心身障害者タクシー利用券助成事業実施要綱に基づくタクシー利用券のいずれの交付も受けていない者。また、不正使用等により福祉乗車証、敬老優待乗車証及びタクシー利用券のいずれについても交付停止措置等を受けていない者。

(助成対象経費)

第3条 この要綱により助成の対象となる経費は、第 2 条の規定に該当する者(以下「助成対象者」という)及び助成対象者と生計を一にする者が、当該世帯の保有する自動車等を助成対象者のために使用する時にかかる燃料費で、助成開始年月日から3月 31 日までの間に給油したものに係る経費とする。

2 本要綱の趣旨に賛同した給油所において給油するものに限る。

(助成金の申請)

第4条 この要綱により助成を受けようとする者は、自動車燃料費助成申請書(様式第1号)により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書は、本市の会計年度(4月1日から翌年3月 31 日)ごとに提出しなければならない。

3 申請書を提出した翌年度以降においても助成を継続して受けようとする場合、翌年度以降の申請書の作成を不要とし、既に提出された申請書(第 11 条第1項に規定する変更届が提出された場合はその変更届も含む)をもって、当該年度の受付開始日に申請書が提出されたものとしてすることができる。

(交付の決定)

第5条

市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、第2条の規定に該当すると認めるときは、助成金の交付を決定し、自動車燃料費助成決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、第2条の規定に該当しないと認めるときは、自動車燃料費助成却下通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(助成金の額)

第 6 条 助成対象者一人あたりの助成金の額は、年間 12,000 円とし、第4条の申請月に応じて次のとおりとする。ただし、受付開始日から3月末までに翌年度分の申請があった場合は年間 12,000 円とする。

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
12,000 円	11,000 円	10,000 円	9,000 円	8,000 円	7,000 円
10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
6,000 円	5,000 円	4,000 円	3,000 円	2,000 円	1,000 円

2 前項の規定に関わらず、第2条第1号に該当しなくなった場合は、一月当たり 1,000 円を上限とし、該当期間に応じて助成金の額を決定するものとする。

3 災害その他やむを得ない場合は、第1項の規定に関わらず市長の認める助成金額を交付することができる。

(実績報告及び助成金の請求)

第 7 条 第5条の規定により交付の決定を受けた者(以下、「助成対象者」)が、助成金の交付を受けようとするときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 自動車燃料費助成実績報告書兼請求書(様式第4号)

(2) 給油したときの領収書

2 前項による請求は、助成開始年月日から翌年度の4月5日(休日にあたる場合は、その日後においてその日に最も近い土曜日、日曜日及び祝日でない日)までの間に一回に限る。

(助成額の確定)

第 8 条 市長は、前条の報告を受理したときは、その内容を審査し、助成金を交付することが適当であると認める場合は、金額を確定し、自動車燃料費助成額確定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、確定した助成金の額が、助成金の交付の決定における助成金上限額と同額である場合は、前項の規定による通知を省略することができる。

(助成金の交付)

第 9 条 市長は、第7条による助成金の請求日の翌月までに助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消及び返還)

第 10 条 市長は、助成対象者が補助金規則第 19 条の各号の一に該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(変更又は喪失)

第 11 条 助成対象者は、氏名又は住所等に変更があるときは、自動車燃料費助成変更届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 次の各号の一に該当するときは、助成対象者又はその代理人は自動車燃料費助成受給資格喪失届(様式第7号)にて速やかに報告しなければならない。

(1) 助成対象者が死亡し、又は第2条に規定する資格を喪失したとき

(2) その他助成金の継続が不用になったとき

(未支給の助成金)

第 12 条 助成対象者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき助成金で、まだその者に支給していない助成金があるときは、その者の配偶者又は扶養義務者は、自動車燃料費助成総代人届(様式第8号)を提出することにより、第7条第2項の期間内において、その未支給の助成金の請求を行うことができる。

(交付状況の管理)

第 13 条 市長は、決定通知書の交付状況を管理するものとする。

(その他)

第 14 条 この要綱の実施について必要な事項は、福祉局長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 28 年 10 月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 29 年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月23日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年2月1日から施行する。ただし、令和4年度に関する手続きについては、従前の様式の使用も可能とする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する